

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 スポンサーシップ販売における企業対応指針

令和 6 年 4 月 1 日
理 事 会 決 定

(目的)

第 1 条 本指針は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下、「当法人」という。）の役員及び職員（以下、「役職員」という。）が、東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下、「大会」という。）のスポンサーシップの販売先となり得る企業（以下、「スポンサー候補企業」という。）を募集する際に、スポンサー候補企業と接触するにあたって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第 2 条 当法人の役職員が、本指針に従ってスポンサー候補企業と個別に接触できるのは、当該接触を行うことについて、入札の適正な実施その他の正当な目的及び必要性があり、かつ、入札その他スポンサー候補企業間の公正な競争を阻害しないと認められる場合に限られる。
- 2 いかなる役職員も、自らや自らの属する組織のための私的利益のためにスポンサー候補企業と接触を行ってはならず、また、スポンサー候補企業の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(スポンサー候補企業)

第 3 条 本指針に従って当法人の役職員が接触できるスポンサー候補企業は、大会の開催権を有する World Athletics（ワールドアスレティックス。以下、「WA」という。）からカテゴリーリリース（特定の製品カテゴリー又はサービスカテゴリーについての、大会のスポンサーシップ販売の許諾をいう。）を受けた製品カテゴリー又はサービスカテゴリー内の製品又はサービスの提供を主たる業務とする企業に限ることとする。

(スポンサー候補企業への対応)

- 第 4 条 役職員は、スポンサー候補企業にスポンサーシップを販売する目的を持って接触する際は、事務総長に対し事前に報告する。
- 2 前項の目的を持ってスポンサー候補企業に接触できる当法人の役職員（以下、「対応職員」という。）は、事務総長、事務次長、業務室長、業務開発部長、業務開発課所属職員及びその他事務総長が指名する者に限る。
- 3 対応職員は、スポンサー候補企業への接触状況について、逐次業務開発課長に報告する。

(説明資料)

第 5 条 対応職員は、業務室業務開発部業務開発課が作成した資料（以下、「本資料」という。）に基づいて、スポンサー候補企業に対するスポンサーシップ販売に関する説明を行う。

- 2 本資料は、全社共通のものとし、公知の情報及び当法人の理事会に付議した情報の範囲内で作成する。
- 3 特定の製品カテゴリー又はサービスカテゴリーのスポンサーシップ販売にかかる要件が公表された後は、本資料に当該カテゴリーに特化した内容を追加することができる。その場合、説明にあたって同じ本資料を用いるなど、入札の参加にあたって情報の差が生じないようにする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、対応職員は、以下の場合に限り、異なる取扱いをすることができる。ただし、この場合でも、当法人が特定のスポンサー候補企業又は団体に対してのみ有利な取扱いをしていると見られることのないよう、十分配慮する。
 - 一 一般競争入札に付したにもかかわらず、優先交渉者が決定できない場合。
 - 二 WAからスポンサーシップ販売にあたって特定企業との優先交渉を求められた場合。
 - 三 次に定める契約相手と公的機関又は地理的ホスト契約を行おうとする場合。
 - イ 官公庁、公法人又は公益法人
 - ロ イ以外の契約相手で、事業の公益性に鑑み、異なる取扱いをする合理的な理由がある場合。
 - 四 前三号以外に、合理的な理由があり、事務総長が特に必要と認めるとき。

(その他)

第6条 本指針に定めのない事項については、「公益財団法人東京 2025 世界陸上財団利害関係者との接触に関する指針」に従って対応するものとする。

附 則

本指針は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。